

防衛基盤整備協会の実施する品質証明事業（軽油の数量等確認）について

研究員 白 井 均

はじめに

公益財団法人「防衛基盤整備協会」（以下「協会」という。）は、昭和52年11月25日に内閣総理大臣の許可を受けて、財団法人「防衛装備協会」として設立された。その後、平成12年4月1日に財団法人「防衛生産管理協会」との統合により、財団法人「防衛調達基盤整備協会」と名称を変更し、平成19年4月1日に財団法人「防衛施設技術協会」が実施していた事業の一部を実施することとなり、防衛施設の建設に関する業務を開始した。

一方、平成20年12月1日には公益法人制度改革3法¹が施行されたことにより、協会は、平成24年3月21日に内閣総理大臣により公益財団法人への移行の認定を受け、同年4月1日、「公益財団法人 防衛基盤整備協会」として新たに発足した。

本稿では、協会の実施する公益目的事業を概観し、その一部である品質証明事業のうち、特に、海上自衛隊艦船の行動に直結している「軽油の数量等確認」という事業を紹介することとしたい。

1 公益財団法人とは

公益を目的とする事業を行う法人のことをいい、「公益を目的とする事業」、すなわち、公益財団法人が行う公益目的事業は、「学術・技芸・慈善その他の公益に関する事業であって、不特定多数の者の利益の増進に寄与するもの」²として認められる23の事業に限定されている。（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）別表）

この23の事業のうち協会は、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」、「事故又は災害の防止を目的とする事業」、「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」及び「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」を行っており、これら事業の概要を次項で示すこととする。

2 協会の実施する公益目的事業

協会は、前述の4つの事業を次の「防衛思想並びに防衛装備品等の生産及び調達等並びに防

¹ ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

² 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第2条第4項

衛施設の建設に関する知識普及、調査研究等事業」、「製品等の安全性及び性能等を保証する事業」、「情報セキュリティの知識普及等事業」及び「防衛省の建設工事に関連し各地方防衛局が設ける第三者機関等委員会の運営のための調査支援を行う建設支援事業」に区分し、公益目的事業を行っている。

これらの事業の概要は、次のとおりである。

(1) 防衛思想並びに防衛装備品等の生産及び調達等並びに防衛施設の建設に関する知識普及、調査研究等事業

「防衛思想」、「防衛装備品等の生産及び調達等」並びに「防衛施設の建設に関する知識普及・調査研究等」に係る次の事業を実施している。

- ・ 調達セミナー、講演会、講習会の実施事業
- ・ 協会賞の贈呈事業
- ・ 建設技術の自主研究助成事業
- ・ 防衛調達等に関する調査研究事業
- ・ 防衛取得研究事業
- ・ 防衛調達知識検定事業
- ・ 国家安全保障知識検定事業

(2) 製品等の安全性及び性能等を保証する事業

ア 品質証明事業

品質証明等に係る次の事業を実施している。

- ・ 車両の品質証明事業
- ・ 軽油の数量等の確認事業
- ・ タイヤ類等（タイヤ類、ゴム・皮革製品、食品類、幕体・のう帯類）の品質証明事業

イ 機器品質保証事業

海上自衛隊（以下「海自」という。）の艦船搭載機器類の規格適合性検査事業を実施している。

ウ 艦船造修支援事業

海自艦船の建造支援として、次の事業を実施している。

- ・ 艦船造修整備関係資料作成の事業
- ・ 艦船の補給品選定資料作成の事業

エ 国際規格等の認証（審査登録）を行う事業

国際規格等認証機関として、次の事業を実施している。

- ・ 航空、宇宙及び防衛分野に対する品質マネジメントシステム認証事業
- ・ 品質マネジメントシステム認証事業
- ・ 環境マネジメントシステム認証事業
- ・ 情報セキュリティマネジメントシステム認証事業

オ 防衛調達への参加を希望する関係者に対する相談・助言及び支援事業

防衛調達への参加を希望する企業等に対する支援として、次の業務を実施している。

- ・競争参加資格申請、経費率算定申請、契約書作成等の調達補助事業
- ・調達情報サービスの提供事業
- ・中央調達関係法令集等の発行事業

(3) 情報セキュリティの知識普及等事業

情報セキュリティに関して、次の業務を実施している。

- ・保全講習（装備品調達、建設）等事業
- ・情報セキュリティ技術セミナーの実施事業
- ・情報セキュリティ講演会事業
- ・機関誌「防衛調達と情報セキュリティ」の発刊事業
- ・情報セキュリティの表彰事業
- ・情報セキュリティに関する調査研究事業
- ・保全小冊子の発行事業
- ・情報セキュリティの啓発事業
- ・情報セキュリティの講習事業
- ・情報セキュリティ内部監査等支援事業
- ・情報保全知識検定等事業

(4) 防衛省の建設工事に関連し各地方防衛局が設ける第三者機関等委員会等運営のための調査支援を行う建設支援事業

防衛施設建設工事の計画段階において出てくる諸問題解決のため助言及び提言を得るため設置される第三者委員会に対し、調査資料の収集及び整理のほか、委員会意見の集約・分析などの業務を実施している。

以上、協会の実施している公益目的事業を概観したが、次項では海自艦船の行動に直結する「軽油の数量等の確認事業」について具体的に検証し、協会がどのような役割を担い、公益に臨んでいるかを述べてみたい。

3 軽油の数量等の確認事業における協会の役割

(1) 海自艦船の使用燃料

海自は創設以来、艦船で使用する燃料を ①4号軽油（JIS：軽油2号相当）、②1号重油（JIS：重油1種相当（A重油））及び③ボイラー重油（JIS：重油2種相当（B重油））としていた。その後、「米海軍が1973年を目途として重油の使用を取りやめ、海軍蒸留燃料（Navy Distillate：ND（残差油を含まない重質の軽油））に統一する。」との情報を得たため、海自は、1972年にNDを唯一の艦船用燃料とすることを決定した。ところが、1973年に発生し

た第1次オイルショックという外的要因により、各元売会社は市場規模が小さく、しかも、JIS 製品ではない ND を生産することが不可能となった。このため ND の使用ができなくなり、1975 年に軽油 2 号（艦船用）を艦船用燃料として統一することを決定し、現在に至っている。

(2) 協会の役割

海自の調達する艦船用燃料は、油槽所等³の貯蔵施設からタンカーに積載され、納入地である部隊に納入されるのが一般的である。

艦船用燃料である軽油 2 号（艦船用）は、JIS 製品である軽油 2 号に分類できるとされており、納入時に受領検査を行っている。

ア 受領検査

受領検査では、当該契約の目的たる調達品等について、その品質及び数量を確認するものとされており、契約条項及び仕様書等に適合するか否かにより、合格及び不合格の判定を行うものとされている。（調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（防衛庁訓令第 27 号））

イ 品質及び数量確認

タンカーによる納入の場合、仕様書に定める項目について社内試験成績書（契約相手方の試験成績書又は分析機関⁴の品質保証資料）の審査を行うほか、試料を採取し、外観について目視により、直接の確認を行う。

数量の確認については、タンカーの出荷ごとに出荷場所において計量を行う。ただし、契約相手方から国の機関等⁵が作成した数量の確認を含めた品質保証資料の提出があったときは、着荷場所（納入地である部隊）においてこれを審査し、数量の確認を行うことができるとされている。（石油製品及び石炭に係る受領検査実施基準について（装事需第 323 号））

ウ 出荷地検査の必要性

このようにタンカーで納入される艦船用燃料の数量確認は、「タンカーの出荷ごとに出荷場所において計量を行う。⁶」とされており、出荷地（油槽所等）検査を実施する必要がある。

その理由は、次のとおりであると考えられる。

タンカーにおいては、

・輸送日数がかかるため、燃料油が揮発し消耗するので出荷地における数量と着荷地（納

³ 全国各地に点在する石油元売会社の製油所・油槽所及び石油元売会社以外の油槽所

⁴ 全国石油協会、日本海事検定協会、新日本検定協会、化学物資評価研究機構の 4 機関

⁵ 中央調達に係る資料監督方式及び資料検査方式の適用基準について（通達）（装管企第 307 号）の別表にある機関（多くの機関等が指定されている。）

⁶ 石油製品及び石炭に係る受領検査実施基準について（通達）（装事需第 323 号）

入地)における数量の比較が必要であること。

- ・タンカーが海上に浮かんでいるため不安定な状態となり計量が困難であること。
- ・1回の輸送量が2,000KL程度と多いため、問題が生じた場合に契約上及び部隊運用上大きな問題となること。
- ・タンカーのハッチ等の清掃状態についても品質を維持する一環として、出荷時に検査を行う必要があること。

エ 出荷地検査の実施

納入部隊の受領検査官は、艦船用燃料の出荷地である油槽所等で数量確認を行うのが原則であるが、全国各地に点在する油槽所等にその出荷の都度、出向いて検査することは、部隊の業務量及び人的資源の観点から物理的に不可能である。そのため、「契約相手方から国の機関等が作成した数量の確認を含めた品質保証資料の提出があったときは、着荷場所においてこれを審査し、数量の確認を行うことができる。」との規定⁷が設けられている。協会は、前述の「国の機関等」のひとつに指定され、部隊の受領検査官に対する支援を実施している。

オ 協会の関わり

国の機関等には、「中央調達に係る資料監督方式及び資料検査方式の適用基準について(通達)(装管企第307号)」の別表において、協会以外にも多数の機関等が指定されている。

しかしながら、各種制約事項⁸からこの業務を迅速・適切に対応することは難しく、部隊への納入の約9割⁹を協会が実施している。協会は、油槽所等の出荷地において、品質及び数量を確認することにより「数量の確認を含めた品質保証資料」として「数量確認証明書」を作成している。これは、受領検査に供するもので、部隊に納入される艦船用燃料の信頼性及び安全性等を確保し、契約の適切な履行に寄与するものである。

品質及び数量の確認は、仕様書及びJIS等に基づき、協会に業務を依頼する会社の担当者立会いのもと実施され、協会の作成する「数量確認証明書」は納入部隊の受領検査官により厳正に審査される。このため、協会では品質及び数量確認業務を適切かつ確実に実施するために、「軽油品質証明実施基準」を定め、軽油の品質及び数量の確認を各種制約に捉われず実施している。

このように、協会は、厳正かつ公正な品質及び数量の確認業務を実施し、国防という公益を追求する自衛隊の任務行動に必要な燃料(作戦資材)の部隊への納入(確保)に対し、その一翼を担っている。

⁷ 石油製品及び石炭に係る受領検査実施基準について(通達)(装事需第323号)

⁸ ①納入期日が限定される。②タンカーの運航による検査の変更頻度が高い。③検査の実施が深夜・早朝、休日、祝祭日になることが多い。④納入地部隊の実情把握が必要である。

⁹ 平成24年4月から27年12月までの実績

おわりに

公益財団法人となって3年が経過した今、日本近海を取り巻く環境は加速度的に変化し、南シナ海の南沙諸島周辺では人工島の建設を巡り中国の軍事的挑発が生起している。今後も南シナ海における緊張が継続すれば、自衛隊による常続的な警戒監視活動の実施を期待する声も高まることが予想される。特に、有事に際しては、自己完結型を強みとする艦船に迅速かつ長期にわたる継続した行動及び活動が求められる。これを支える燃料安定納入に係る品質証明事業は、正に艦船の行動・活動に不可欠であり、国政の健全な運営の確保に寄与している。

参考文献

海上自衛隊の艦艇用燃料「軽油2号」（世界の艦船）（1992年10月号）